

## 概要書面

この書類は特定商取引法に基づいて契約締結前に交付すべきものとなっています。  
本書面および契約書については、必ずお読みください。

### ・事業者情報

氏名（名称）：白井 昭博（家庭教師の白井 代表者）

住所：広島県呉市三条1-7-16

電話番号：080-6303-4599（携帯） 0823-22-0392（固定）

### ・役務の内容：塾業務

・購入が必要な商品がある場合にはその商品名、種類、数量：特にないが、必要に応じて適宜各自が書店などで購入することとする。

・役務の対価（権利の販売価格）そのほか支払わなければならない金銭の概算額：

① 1回1時間半、月4回の授業の対価として、1か月15,600円

② 上記を超えて授業を行う場合には、追加の授業の対価として1時間当たり2,600円

・上記の金銭の支払い時期、方法

① 通常の授業料（15,600円）当月の初回授業またはそれ以前に前払い方式で支払うこととする。

② 上記を超えて授業を行う場合には、追加の授業の対価として1時間当たり2,600円

・役務の提供期間：中途解約または強制解約が行われない限り原則として継続する。

### ・クーリング・オフに関する事項

特定商取引法48条に基づき、法律で決められた書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、書面により契約（関連商品※の販売契約を含む）の解除（クーリング・オフ）をすることができる。

なお、平成16年11月11日以降の契約については、乙が、事実と違うことを告げたり威迫したりすることにより、消費者が誤認・困惑してクーリング・オフをしなかった場合には、上記期間を経過していても、甲はクーリング・オフができる（クーリング・オフを行う際には、後々のトラブルをさけるためにも特定記録郵便、書留、内容証明郵便などで行うこと）。

・中途解約に関する事項：中途解約は、いつでも行うことができる。中途解約を行った場合には、すでに支払われた授業料及び光熱費をもって違約金とみなす。但し、未実施分の授業料が2万円を超過する場合には、乙は甲に未実施分の授業料から2万円を引いた額を返還することとする。

・割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項：割賦販売は行わない。

・前受金の保全に関する事項：前受け金の保全措置は行わない。

・特約があるときには、その内容

1. 顧客が事業者に加えた時、または契約の履行の基礎となる信頼関係が破壊されたとき、その他契約の継続が双方の利益にならないと社会通念上判断される際には、事業者は一方的に契約を強制解約できる。

2. 授業予定のキャンセルや遅刻などがあった場合には、当該授業は完全に実施されたものとみなし、授業予定の変更は事業者の完全な裁量のもと許可されることがある。